

水質検査結果書

第 202209421-000-0 号 -1/1
令和05年03月22日

木曽岬町役場

様

水道法第20条第3項 厚生労働大臣登録機関第78号

株式会社 環境科学研究所

〒462-0006 名古屋市北区若鶴町152番地

TEL(052)902-4456(代) FAX(052)902-4601

検査責任者 大西 卓宏



JWWA-GLP005
水道 GLP 認定



Accredited
ASNITE 0098 Testing

令和05年03月07日 に受付した検体について水道法により試験検査した成績は次の通りです。

検体種類	給水栓水	検体採取者	大橋	採取方法	出張採取
採取年月日	令和05年03月07日	採取時間	11:04	天候	晴れ
				気温	13.0 °C
				水温	13.5 °C
採取場所	源緑観光トイレ				
その他 (参考事項)	残留塩素(遊離型): 0.49mg/l				

検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
一般細菌	検出されず(1ml中)	1mlの集落数 ≤100	プロモジクロロメタン	0.003 mg/l	≤0.03 mg/l
大腸菌	陰性	検出されないこと	プロモホルム	<0.001 mg/l	≤0.09 mg/l
カドミウム及びその化合物*	- mg/l	≤0.003 mg/l	ホルムアルデヒド	<0.008 mg/l	≤0.08 mg/l
水銀及びその化合物	- mg/l	≤0.0005 mg/l	亜鉛及びその化合物*	- mg/l	≤1.0 mg/l
セレン及びその化合物*	- mg/l	≤0.01 mg/l	アルミニウム及びその化合物*	<0.02 mg/l	≤0.2 mg/l
鉛及びその化合物*	- mg/l	≤0.01 mg/l	鉄及びその化合物	- mg/l	≤0.3 mg/l
ヒ素及びその化合物*	- mg/l	≤0.01 mg/l	銅及びその化合物*	- mg/l	≤1.0 mg/l
六価クロム化合物*	<0.002 mg/l	≤0.02 mg/l	ナトリウム及びその化合物	- mg/l	≤200 mg/l
亜硝酸態窒素*	- mg/l	≤0.04 mg/l	マンガン及びその化合物*	- mg/l	≤0.05 mg/l
シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001 mg/l	≤0.01 mg/l	塩化物イオン*	8.6 mg/l	≤200 mg/l
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素*	- mg/l	≤10 mg/l	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	- mg/l	≤300 mg/l
フッ素及びその化合物*	- mg/l	≤0.8 mg/l	蒸発残留物	- mg/l	≤500 mg/l
ホウ素及びその化合物*	- mg/l	≤1.0 mg/l	陰イオン界面活性剤	- mg/l	≤0.2 mg/l
四塩化炭素	- mg/l	≤0.002 mg/l	ジェオスミン	- mg/l	≤0.00001 mg/l
1,4-ジオキサン	- mg/l	≤0.05 mg/l	2-メチルイソボルネオール	- mg/l	≤0.00001 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	- mg/l	≤0.04 mg/l	非イオン界面活性剤	- mg/l	≤0.02 mg/l
ジクロロメタン	- mg/l	≤0.02 mg/l	フェノール類	- mg/l	フェノールとして ≤0.005 mg/l
テトラクロロエチレン	- mg/l	≤0.01 mg/l	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8 mg/l	≤3 mg/l
トリクロロエチレン	- mg/l	≤0.01 mg/l	pH値	7.3	5.8≤pH≤8.6
ベンゼン	- mg/l	≤0.01 mg/l	味	異常なし	異常でないこと
塩素酸	<0.06 mg/l	≤0.6 mg/l	臭気	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	<0.002 mg/l	≤0.02 mg/l	色度	<0.5 度	≤5 度
クロロホルム	0.005 mg/l	≤0.06 mg/l	濁度	<0.1 度	≤2 度
ジクロロ酢酸	0.003 mg/l	≤0.03 mg/l			
ジブロモクロロメタン	0.001 mg/l	≤0.1 mg/l			
臭素酸	<0.001 mg/l	≤0.01 mg/l			
総トリハロメタン	0.009 mg/l	≤0.1 mg/l			
トリクロロ酢酸	0.006 mg/l	≤0.03 mg/l			

判定及び備考	上記項目に依る検査結果は、水質基準に適する。				
検査方法	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)。詳細は別紙(番号:2022070)による。				
検査期間	令和05年03月07日 ~ 令和05年03月22日	「<」は各定量下限値を下回ることを、「-」は検査を実施していないことを示す。			

当試験所は、ISO/IEC 17025に基づく認定試験所で、※で示された試験検査について認定を受けております。試験は当事業所(上記住所)にて実施しております。
当結果書を複製する場合は、当試験所の書面による承認を受けてください。

水質検査結果書

第 202209421-001-0 号 -1/1
令和05年03月22日

木曽岬町役場

様

水道法第20条第3項 厚生労働大臣登録機関第78号
株式会社 環境科学研究所
〒462-0006 名古屋市北区若鶴町152番地
TEL(052)902-4456(代) FAX(052)902-4601

検査責任者 大西 卓宏



JWWA-GLP005
水道 GLP 認定



令和05年03月07日 に受付した検体について水道法により試験検査した成績は次の通りです。

検体種類	給水栓水	検体採取者	大橋	採取方法	出張採取
採取年月日	令和05年03月07日	採取時間	11:17	天候	晴れ
				気温	13.2 °C
				水温	11.5 °C
採取場所	新輪受水場				
その他 (参考事項)	残留塩素(遊離型): 0.47mg/l				

検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
一般細菌	検出されず (1ml中)	1mlの集落数 ≤100	プロモジクロロメタン	0.004 mg/l	≤0.03 mg/l
大腸菌	陰性	検出されないこと	プロモホルム	<0.001 mg/l	≤0.09 mg/l
カドミウム及びその化合物※	- mg/l	≤0.003 mg/l	ホルムアルデヒド	<0.008 mg/l	≤0.08 mg/l
水銀及びその化合物	- mg/l	≤0.0005 mg/l	亜鉛及びその化合物※	- mg/l	≤1.0 mg/l
セレン及びその化合物※	- mg/l	≤0.01 mg/l	アルミニウム及びその化合物※	<0.02 mg/l	≤0.2 mg/l
鉛及びその化合物※	- mg/l	≤0.01 mg/l	鉄及びその化合物	- mg/l	≤0.3 mg/l
ヒ素及びその化合物※	- mg/l	≤0.01 mg/l	銅及びその化合物※	- mg/l	≤1.0 mg/l
六価クロム化合物※	<0.002 mg/l	≤0.02 mg/l	ナトリウム及びその化合物	- mg/l	≤200 mg/l
亜硝酸態窒素※	- mg/l	≤0.04 mg/l	マンガン及びその化合物※	- mg/l	≤0.05 mg/l
シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001 mg/l	≤0.01 mg/l	塩化物イオン※	8.2 mg/l	≤200 mg/l
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素※	- mg/l	≤10 mg/l	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	- mg/l	≤300 mg/l
フッ素及びその化合物※	- mg/l	≤0.8 mg/l	蒸発残留物	- mg/l	≤500 mg/l
ホウ素及びその化合物※	- mg/l	≤1.0 mg/l	陰イオン界面活性剤	- mg/l	≤0.2 mg/l
四塩化炭素	- mg/l	≤0.002 mg/l	ジェオスミン	- mg/l	≤0.00001 mg/l
1,4-ジオキサン	- mg/l	≤0.05 mg/l	2-メチルイソボルネオール	- mg/l	≤0.00001 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	- mg/l	≤0.04 mg/l	非イオン界面活性剤	- mg/l	≤0.02 mg/l
ジクロロメタン	- mg/l	≤0.02 mg/l	フェノール類	- mg/l	フェノールとして ≤0.005 mg/l
テトラクロロエチレン	- mg/l	≤0.01 mg/l	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7 mg/l	≤3 mg/l
トリクロロエチレン	- mg/l	≤0.01 mg/l	pH値	7.3	5.8≤pH≤8.6
ベンゼン	- mg/l	≤0.01 mg/l	味	異常なし	異常でないこと
塩素酸	<0.06 mg/l	≤0.6 mg/l	臭気	異常なし	異常でないこと
クロロ酢酸	<0.002 mg/l	≤0.02 mg/l	色度	<0.5 度	≤5 度
クロロホルム	0.008 mg/l	≤0.06 mg/l	濁度	<0.1 度	≤2 度
ジクロロ酢酸	0.006 mg/l	≤0.03 mg/l			
ジブromクロロメタン	<0.001 mg/l	≤0.1 mg/l			
臭素酸	<0.001 mg/l	≤0.01 mg/l			
総トリハロメタン	0.012 mg/l	≤0.1 mg/l			
トリクロロ酢酸	0.009 mg/l	≤0.03 mg/l			

判定及び備考 上記項目に依る検査結果は、水質基準に適する。

検査方法 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)。詳細は別紙(番号:2022070)による。

検査期間 令和05年03月07日 ~ 令和05年03月22日 「<」は各定量下限値を下回することを、「-」は検査を実施していないことを示す。

当試験所は、ISO/IEC 17025に基づく認定試験所で、※で示された試験検査について認定を受けております。試験は当事業所(上記住所)にて実施しております。
当結果書を複製する場合は、当試験所の書面による承認を受けてください。